

## 表示事項等について(案)

硬質ウレタンフォーム断熱材原液については、省エネ法第76条の3（建築物省エネ法第10条の施行日以降は、同条）に基づき、性能の表示を指導することとし、性能の表示にあたっては、次に掲げる事項を定めることとしたい。

### 1. 硬質ウレタンフォーム断熱材原液の製造事業者等が表示すべき事項

硬質ウレタンフォーム断熱材原液の製造事業者等が表示すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 品名又は形名
- ② 区分名（A種1・A種1H・A種2・A種2H、A種3 の別）
- ③ 吹付け後の熱損失防止性能の値（熱伝導率 $\lambda$ ）
- ④ 製造事業者等の氏名又は名称

### 2. 表示に際して硬質ウレタンフォーム断熱材原液の製造事業者等が遵守すべき事項

表示に際して硬質ウレタンフォーム断熱材原液の製造事業者等が遵守すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 熱損失防止性能の値（熱伝導率 $\lambda$ ）は、有効数字2桁以上で表示すること。
- ② 表示は、硬質ウレタンフォーム断熱材原液を保存する容器及び性能に関する表示のあるカタログ又は硬質ウレタンフォーム断熱材原液の選定にあたり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

※「性能に関する表示のあるカタログ又は硬質ウレタンフォーム断熱材原液の選定にあたり製造事業者等により提示される資料」には、WEB上に公開されるカタログ等も含まれる。